

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第1回伊佐湧水警察署協議会
会 議 日 時	令和6年8月8日 木曜日 午後4時から午後5時30分まで
会 議 場 所	
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下7人 2 警察署 署長以下8人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 管内治安情勢及び業務推進状況 (4) 警察行政に関する意見・要望 (5) 警察署庁舎、道場棟案内 (6) 次回開催日程 (7) 閉会</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>会長 鹿児島県警察署協議会代表者会議結果について 先般、鹿児島県警察署協議会代表者会議に出席しました。 そこでは、鹿児島県公安委員長、警察本部長等の挨拶があり、警務部長からは、 今回問題となっている4件の事件についての説明がなされました。 会議の中で、委員の中から 「不信任は拭えない。」 「幅広い範囲で改革が必要」 「古い習慣が残り改革は難しいのではないか。だから、調査、改革案等 を第三者委員会等他機関に委ねてはどうか。」 「県民やマスコミへの説明が分かりにくい。」 などの厳しい意見も出されました。 しかし、一方では 「多くの警察官は真面目に働いている。」 「これからも頑張ってもらいたい。」 「少数の人による非違事案によって、県警全体に多大な影響がある。」 などの励ましの意見も多くあった。 8月2日付けで、再発防止対策が示されましたが、今でも変わらず警察官の皆 様に期待をしている多くの県民、市民の皆様に見限られないように信頼 を回復していかれることを期待しています。頑張ってください。</p> <p>委員 行方不明者の捜索について 令和6年7月5日付けの南日本新聞で、認知症やその疑いがある届け出た行 方不明者の昨年1年間の数が全国で約19,000人との記事があった。また、鹿児島 県でも194人と、この10年間で最多ともあった。伊佐湧水管内における状況をお 尋ねしたい。 また、認知症ではないものの、先日、牛尾校区の69歳の女性が川内川で発見さ れたが、行方不明の周知があったから約2週間後のことだった。 捜索における行政、消防団、地元住民との連携や捜索の方法は、どのような手 順となっているのかをお尋ねしたい。</p> <p>生刑課長 貴重な御意見ありがとうございます。 まず、行方不明者の定義等について御説明させていただきます。 特異行方不明者とは、行方不明者発見活動に関する規定第2条第2項で次のと おり6類型に規定されています。 「特異行方不明者」とは、行方不明者のうち、 ① 犯罪被害</p>	

殺人、誘拐等の犯罪により、その生命又は身体に危険が生じているおそれがある者

- ② 少年福祉犯被害
少年の福祉を害する犯罪の被害にあるおそれがある者
・ 「福祉犯罪」とは～少年に対し、「わいせつ行為をする。」、「売春を強要する。」、「違法薬物を密売する。」など

- ③ 事故遭遇
行方不明となる直前の行動その他の事情に照らして、水難、交通事故、その他の生命に関わる事故に遭遇しているおそれがある者

- ④ 自殺企図
遺書があること。平素の言動その他の事情に照らして、自殺のおそれがある者

- ⑤ 自傷他害のおそれ
精神障害の状態にあること。危険物を携帯していること。その他の事情に照らして、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者

- ⑥ 自救無能力
病人、高齢者、年少者その他の者であって、自給能力がないことにより、その生命又は身体に危険が生じるおそれがある者に分けられます。

それでは、これより伊佐湧水警察署管内における行方不明受理状況等について御説明いたします。

1 伊佐湧水署の行方不明届受理状況

○ 令和4年	合計	28件
(内訳) 事故遭遇		13件
自殺企図		2件
自救無能力		3件
その他		10件
発見・所在確認数(手配前発見含む。)		20件
○ 令和5年	合計	27件
(内訳) 事故遭遇		10件
自殺企図		1件
自救無能力		5件
精神障害		1件
福祉犯被害者		1件
その他		9件
発見・所在確認数(手配前発見含む。)		21件
○ 令和6年(6月末現在)	合計	13件
(内訳) 事故遭遇		5件
自殺企図		2件
その他		6件
発見・所在確認数(手配前発見含む。)		7件

2 捜索手順等

- (1) 届出受理時の状況等から特異行方不明と判断された場合

ア 警察部内の手配に加え、行政、消防と連携して捜索を行います。

イ 届出人に対して公表希望の意思確認をした上で、公表希望であれば、報道発表、防災メール等を通じて情報提供を呼び掛けております。

ウ 捜索方法、捜索範囲等については

- ① 行方不明となった前後の状況
- ② 車両使用の有無
- ③ 立ち回り(見込み)先
- ④ 目撃情報の有無

等個別の事案に応じて最善と考えられる方法・範囲を選択し、捜索に従事している機関で情報共有して捜索しております。

- (2) 特異行方不明以外の場合

警察部内において全国手配の上、各種警察活動を通じての捜索を実施している状況であります。

委員 「発見・所在確認数」とありましたが、それは亡くなった方も「発見」として計上されているということでしょうか。

また、受理件数と発見件数とに差異があるのは、その差の数は、発見されていない者と考えてよろしいでしょうか。

生刑課長 そのとおりです。残念ながら、いまだ発見に至っていない者になります。

委員 交通事故防止対策・取締り要望について
最高速度の標識が30キロ又は40キロ規制になっている道路を走行するが、スピードを落とさず走行する車両をよく見掛ける。
両側に住宅、脇道もあり、離合等も考えられる生活道路であるにも関わらず、車間を詰めたり追越しをかける車両もたまにあり、とても危険である。
脇道から出てくる車との接触事故も見掛けた事もあり、登下校の子供も通る道路なので、抑止力につながる対策を検討していただきたい。
県道53号菱刈横川線前目から旧田中酒店前辺りまでになります。

交通課長代理

御意見のありました路線は、国道268号と横川町を結ぶ道路であり、交通量の多い道路であるものの、菱刈前目交差点から旧川畑鮮魚店前までの区間は車道幅員が4メートルと狭く、最高速度はほとんどが30キロ規制となっています。
御指摘のとおり、スピードを出す車両や脇道から出てくる車両による交通事故の発生が懸念される路線となっています。
同所は現在、他にも住民からの要望があり、交通課や自動車警ら班、菱刈交番を中心に駐留警戒や取締りを実施しているところです。
今後、引き続き、各係と連携し、事故抑止に努めてまいります。

委員

横断歩道の歩行者信号青色灯火時間の延長要望について
国道268号沿いの伊佐市大口目丸のセブンイレブンのある交差点に横断歩道がありますが、その横断歩道の歩行者用信号の青色灯火時間を長くすることは可能でしょうか。
知人から、「道路の幅員が広いため、高齢者が青色灯火時間内に渡りきれず、危なかった。」という話を聞きました。

交通課長代理

横断歩行者信号等の各灯火時間については、今後、現場における調査等を行った上で、歩行者等に危険が及ばないように時間設定も含め検討してまいります。

委員

職務質問について
知人から聞いた話であります。7月上旬ころ、平日の昼間帯、その知人が車を運転していたところ、ミニパトが検問を実施しており、止められたそうです。
その際、警察官から、飲酒検問である旨を告げられ、息を吐くように言われました。また、警察官から免許証の提示のほか、氏名、生年月日、連絡先等を聞かれました。
当然、運転していたので応じましたが、もう一人の警察官が助手席に乗っていた者にまで、氏名、生年月日を聞き、最後には携帯電話番号までしつこく聞いてきたそうです。
知人らは、昼間に飲酒検問というのも少し疑問に思った中で、助手席の者にまで携帯電話番号を聞いてきたことに驚き、県警の一連の不祥事もあったこともあり、教えることに不安に感じたそうです。
また、その職務質問した警察官は、制服は着ていたものの自分の名前も名乗らなかったそうです。
制服を着ているので警察官ではあるのですが、「相手に名前や携帯電話番号まで聞くのなら、まず自分の名前を名乗るものではないだろうか。」と感じたそうです。
そこで、お伺いですが、職務質問を行うのに、携帯電話番号まで聞くようにというマニュアル等があるのでしょうか。また、もしそうなのであれば、その個人情報等のデータ管理は、どのようにしているのでしょうか。
また、警察官も職務質問の際に警察手帳を見せるなり、名乗るなりされたら、受ける側も安心するのではないのでしょうか。

交通課長代理

飲酒検問についてお答えします。
飲酒運転は重大な事故の原因となり、非常に悪質な違反であります。
また、同様に二日酔い運転による違反、事故もありますから、あらゆる時間帯にあらゆる場所で検問や検挙活動を実施しております。
ただ、今回の御質問の場合においては、時間帯や内容から飲酒検問だけではなく、防犯活動や各種検挙を含めた目的での検問と考えられます。
職務質問は、任意活動であり、皆様の御協力の下で行っております。
その中で、助手席の方にもお話を聞いたり、氏名や連絡先等の個人情報となるものもお聞きいたします。
ですから、今回の場合も、飲酒運転以外にも各種犯罪検挙や防犯活動を目的とした検問であったため、運転手のほかに同乗者の方にも御協力をいただいたところだと思っております。

そして、職務質問等で得られたデータ管理につきましては、適切に管理を行い、絶対に漏洩することがないように徹底した指導と管理を行ってまいります。

次長

私からも御説明いたします。
まず、職務質問において、「必ず携帯電話番号を聞きなさい。」というようなマニュアルはございません。
職務質問は、あらゆる犯罪の予防、検挙等を目的とした警察官の手段であります。
その中で、氏名や連絡先の個人情報をお聞きするほか、所持品検査等も行っております。
その活動は当然、任意活動であります。
入手した個人情報につきましては、悪用はいたしません。
教えていただいた個人情報を基に、近辺や同時間帯等において何か事件等があった際、それに関する事を「見聞きしていないか。」「知っていることはないか。」など、皆様に改めてお聞きすることがあります。
このように、得られた情報は各種捜査活動上、我々の財産となります。
ですから、皆様に御協力をお願いしているところであります。
また、その情報管理、個人情報保護につきましては、適正に管理を行い、漏洩防止に万全を期すとともに、今後も引き続き、職員に指導を徹底してまいります。
そして、職務質問等において、警察官が自ら名乗ることは、市民応接上、非常に大切に当たり前のことですので、今後はそのようなことがないように指導してまいります。

署長

本県警察において、個人情報漏洩をはじめ非違事案があったため、市民の皆様が警察活動における個人情報保護について、不安に感じているのは当然であります。
二度とそのようなことがないように、職員に対する指導を徹底するとともに、厳正に管理してまいります。

備 考